

横藤田 誠先生―その人と学問

井上 嘉仁
手塚 貴大

横藤田誠先生は、二〇二二（令和四）年三月末をもって定年退職された。二〇〇六（平成一八）年、広島大学大学院社会科学研究所法政システム専攻教授として着任され、二〇二〇（令和二）年四月より、広島大学大学院人間社会科学研究所人文社会科学専攻法学・政治学プログラム教授を務められた。教育においては、法学部のみならず総合科学部においても、教鞭を執られた。校務においては、学部・研究科や全学の各種委員や広島医療社会科学研究所センター長等の重責を果たされた。社会活動においては、各種自治体において審議会等の会長等を歴任された。

先生は、研究教育においても校務においても妥協されない。筋を通すこと、一貫性をたいへん重視されてきたように思う。同時に、いつも柔和な笑顔と軽妙な語りを忘れない、温かいお人柄でもある。この両面に先生の人を惹きつける魅力がある。その魅力の一端を、先生が憲法学への道を歩む過程とともに、垣間見てみよう。

*

少年にとつて、眼にうつる「日常」が「世界」だった。

生後七ヶ月で脊髄性小児麻痺（ポリオ）に罹患し、両足と右手が不自由となり、五歳から肢体不自由児施設で、中学からは養護学校（現特別支援学校）寄宿舎で、計十年間を過ごした少年の「日常」、障害児のみの「日常」、それが少年時代の横藤田先生の「世界」だった。この「世界」が、不利な人々の権利保障の必要性を憲法学界で説く、先生の背骨となる。

普通高校に進学した青年時代の先生は、「異常」な環境に悩むことになる。まわりに健常者しかいない。この「異常」は新しい「日常」となり、それは青年の新しい「世界」となった。少年の「世界」では感じなかった劣等感に、先生は苛まれることもあった。暗闇に覆われた「世界」に生きている気持ちになってもおかしくはなかった。

「異常」な「世界」の暗闇のなかで格闘する青年は、社会科の憲法の授業で、一条の光をとらえた。「個人の尊厳」や「幸福追求権」等の理念は、闇夜を仄かに照らす月明かりのように、世界を少し違って見せてくれた。当時をふり返って、先生は次のように語ってくれた。「今思えば、苦痛に満ちた現実を超える、等身大ではない『世界』（正義、平等、福祉、自由、尊厳、人権……）との出会いにより、大きさに言えば、希望と未来を手に入れた思いがしたのかもしれない」。

遼遠なる希望の光を憲法に求めて、先生は広島大学法学部（当時の名称は「政経学部法律政治学科」）に入学した。一九七五（昭和五〇）年のことだった。それは月光に浮かぶ蜃気楼を追い求めるような、夢幻の光かもしれなかったが、先生はたしかに、憲法学への道を歩み始めたのだった。

学部二年次に、恩師となる畑博行先生の憲法を履修し、三年次から先生は憲法ゼミに所属した。障害者の民間就職

が極めて困難であった当時の状況をふまえ、先生は、公務員試験を受験することを目指し、四年次まで受験勉強をしたという。しかし、ひとたび火のついた向学の念は、燃え上がりこそすれ、鎮火することはなく、先生は研究者を志すことを決意した。もし先生が公務員となっていたら、今日の横藤田憲法学は存在せず、憲法学界は計り知れない価値を喪失しただろう。そうならなくて良かったと心から思う。

憲法をより深く探究すべく、そして憲法に灯る希望をつかむ決意をもって、先生は研究者の道を進むことになる。一九七九（昭和五四）年四月、広島大学大学院法学研究科法律学専攻修士課程に入学し、一九八三（昭和五八）年三月に修士論文「アメリカにおける福祉行政と手続的デュー・プロセス」を提出し、修士の学位を取得する。その後、自らの進むべき路を熟考したうえで、一九八六（昭和六一）年四月、広島大学大学院社会科学研究科法律学専攻博士後期課程に入学し、一九八九（平成元）年三月に単位取得満期退学した。

二〇〇六（平成一八）年に教授として本学に戻ってくるまでのあいだ、日本学術振興会特別研究員、宇部短期大学講師・助教授そして広島国際大学医療福祉学部医療福祉学科助教授・教授を歴任することとなる。

二 陰影

憲法の希望は、月光の下で朧気にうかびあがる輪郭のような曖昧なものだった。それを掴もうという意気軒昂たる研究の船出は、すぐに荒波にもまれた。光を求めれば求めるほど、陰の多さに直面したのである。

「不利な立場の人々に憲法が保障する人権が十分に保障されているのだろうか」「もしそうでないとすれば、それはなぜだろうか」。これが研究当初から先生が挑んだ課題だった。しかし、思索を深めるほどに、障害者をはじめとする不利な立場の人々にとって、権利保障のハードルが高いことを痛感した、と先生は述懐する。

それでも着実に研究を進められた先生は、ひとつの結論に到達する。アメリカ合衆国における精神障害者の強制入院制度の歴史的展開を詳細に検討したことから、それは引き出された。

「施設というカーテンに隔てられ、専門性という敷居に遮られている、政治的に発言するためのグループを形成することの少ない精神障害者に対しては、憲法の光はなかなか及ばなかった」

「憲法の保護を受けることができるのは、自ら声をあげて保護を要求する積極的な人（グループ）か、または社会の関心を引き受けることのできた人（グループ）であるといえる。自ら発言することのなかった精神障害者は、社会が注意を向けたときにのみ憲法の光を浴びることができたのである」《横藤田誠「アメリカにおける精神病者と憲法―強制入院法の歴史的展開―（三・完）」広島法学第一四巻第一号九九一〇〇頁（一九九〇）》

そして、日本で不利な立場の人々に人権が十分に保障されない理由を考えるにあたっては、生存権の場合と平等権・自由権の場合では異なると、先生は考えた。生存権に関しては、不利な立場にあることの故ではなく、権利の性質自体に権利保障の困難性のあることが、「〔判例研究〕堀木訴訟上告審判決（最大判昭五七・七・七）について」年金と児童扶養手当の併給制限の合憲性」広島法学第六巻第四号（一九八三）や「社会保障の立憲的統制―生存権理論史とその周辺―」阪本昌成編（畑博行先生古稀記念論文集）『立憲主義―過去と現代の間』（有信堂、二〇〇〇）等の業績で明らかにされた。

これに対して、自由権や平等権の場合には、次の二つの事実が不利な立場の人々の人権保障を不十分にしているとの仮説を、先生は打ち立てた。第一に、近代立憲主義が前提としたような「強い個人」像にもとづく人権論の影響、第二に、人権という構想そのものが、多数派の人間が作り上げたものだったという当たり前の事実、これである。障害者等の不利な立場の人々は、「強い個人」ではないため、自ら声をあげられず、また社会におけるマイノリティで

あり、マジョリティの構想からこぼれ落ちる。憲法や既存の人権条約（国際人権規約等）は障害者の人権を「理論」の上では保障しているが、「現実」には保障してこなかった。このことは、この仮説から合理的に説明できる。こうした結論に結びついた研究が、「人権論の現在―「不利な立場の人々」の視点からの覚書」宇部短期大学学術報告第三十四号（一九九七）や「第三章 不利な立場の人々の人権」後藤玲子編『正義』（ミネルヴァ書房、二〇一六）であった。

この「現実」を変えるためには「新しい概念」が必要だった。

三 天啓

先生が「精神障害者の人権」を中心とした研究に取り組むことになったきっかけは、大学院生時代に割り振られた日米法学会でのある判例報告だった（『Youngberg v. Romeo, 457 U.S. 307 (1982)』―州立の精神衛生施設に収容されている精神薄弱者は、デュー・プロセス条項によって保障される安全の権利および身体的拘束からの自由に関連する限りで、治療を受ける権利を有する」アメリカ法「一九八四―」（一九八五））。これが運命の出会いとなる。

精神障害者の人権がまるで無視されていたこの事案に、自らも両足に障害をもつ先生は強い衝撃を受けた。また当時の日本の関連法にも精神障害者の人権について触れるものがなく、そのことを憲法学も問題視していなかったことに、先生は失望する。憲法に希望はないのか。

精神障害者の人権が、権利保障の届かない憲法的陰影となっている理由はどこにあるのか、いかにして精神障害者の権利を保障していくのか。この問いに答えようと、先生はアメリカにおける対応状況を悉に調査・検討した。アメリカにおいては、人身の自由・手続的権利保障の位置づけが明確であることから、司法（特に連邦裁判所）が大きな

役割を果たすことができる。その象徴的な例が、一九七二年のウイスコンシン州東部地区連邦地裁による *Lessard v. Schmidt* 判決 (349 F.Supp.1078) であった。この判決は、「精神疾患」および「自他の福祉のための治療の必要性」さえあれば強制入院の対象にできるとする州法は違憲であり、対象者に告知と聴聞の権利を保障した上で、州は、「もしその者が拘束されなければ自身または他人に直ちに危害を及ぼす顕著な可能性があることを立証しなければならぬ」と高いハードルを示したのである。

しかし、日本においては、事情が異なることを、先生は次々と明らかにした。代表的な業績としては、『法廷のなかの精神疾患—アメリカの経験—』（日本評論社、二〇〇二）、「アメリカにおける精神病患者と憲法（一、二、三・完）—強制入院法の歴史的展開—」広島法学第一二巻第三号（一九八九）、第一三巻第二号（一九八九）、第一四巻第一号（一九九〇）、「精神障害者の治療を受ける権利と裁判所」阪本昌成・村上武則編『人權の司法的救済』（畑博行先生還暦記念論文集）（有信堂、一九九〇）、「精神障害と人權—社会のレジリエンスが試される—」（法律文化社、二〇二〇）、「精神障害者の強制入院制度と憲法学」同志社法学第七二巻第四号（四一四号）【竹中勲教授追悼記念論集】（二〇二〇）などがある。

雷に打たれたような運命的なできごととはもう一つある。それは、*Americans with Disabilities Act*（障害をもつアメリカ人法、ADA）（一九九〇年）の採用した新しい平等概念との会遇である。ADAは「自立、選択の自由、自らの生活のコントロール、アメリカの主流への完全かつ平等な参加の機会」を保障し（ブッシュ大統領、一九九〇年七月二六日）、「合理的な配慮」をおこなわないことをも差別とした。

「日常茶飯事のあの出来事が実は「差別」だったのか——憲法研究者であり下肢障害者でもある先生は、「合理的配慮」概念に生涯忘れられないほどの大きな衝撃を受けた。同時にこの新たな平等概念こそが、「現実」を変えるための「新

しい概念」だと理解した。

この理解を助けたのが、先生の最初の活字原稿である「(論文紹介) Note, Administrative Action to End Discrimination Based on Handicap: HEW's Section 504 Regulation, 16 Harv. J. Legis. (1979)」アメリカ法「一九八一—二一九八二」(一九八二)であった。これも天の配剤であろう。この業績は、「障害者の権利章典」といわれた一九七三年のリハビリテーション法五〇四条の保健教育福祉省による施行規則の制定過程を緻密に調査した文献を紹介したものであった。五〇四条施行規則が採用した健全者・障害者の平等取扱い原則は、後にADAに発展し、さらに障害者権利条約(二〇〇六年制定、日本は二〇一四年批准)、障害者差別解消法(二〇一六年施行)へとつながることとなる。

ADAに関する先生の業績には、「第五章 『障害のあるアメリカ人』政策の歴史と現在」後藤玲子・新川敏光編『新版 世界の社会福祉 第六卷「アメリカ合衆国／カナダ」』(旬報社、二〇一九)がある。

この新しい概念を基軸とした新たな人権理論を体系化することは先生の宿願でもある。この未完の野心的研究の前段階にあたる、いくつかの個別分野においてなされた代表的研究業績として、次のものがある。「老人ホームにおける入居者の人権—その序論的考察—」宇部短期大学学術報告第三三号(一九九八)、「第二二講 子どもは人権の主体? 保護の対象?—子どもの人権」横藤田誠・中坂恵美子著『人権入門—憲法・人権・マイノリティ』(法律文化社、二〇〇八)、「小児医療と子どもの権利」甲斐克則編『医事法講座第七卷 小児医療と医事法』(信山社、二〇一六)、「第一三講 障害があっても自分らしく生きたい—障害者の人権」横藤田誠・中坂恵美子著『人権入門—憲法・人権・マイノリティ』(法律文化社、二〇〇八)、「障害をもって生きるということ」(特集 障害と法—自分らしい一生を選択するために)法学セミナー第七四五号(二〇一七年二月号)(二〇一七)、「法廷の中の野宿生活者問題」広島国際大学医療福祉学科紀要第二号(二〇〇六)、「第一四講 路上に生きる—ホームレスの人権」横藤田誠・中坂恵美

子著『人権入門―憲法・人権・マイノリティ』（法律文化社、二〇〇八）。

四 明星

新しい概念は、不利な立場の人々の人権保障の暗闇を晴らしたか。

―否。

先生の研究の旅路は、憲法の光を陰影の隅々にまで及ぼす最終目的地までは、未だ到達していない。精神障害者の人権制約が違憲といえるほどに甚だしい程度にあることは間違いない。しかしながら、判例を変更させること、法改正を達成すること、そして主権を有する国民の多数派の意識を変革することのハードルが高いことも、他ならぬ先生の研究が明らかとした。

しかし今、不利な立場の人々の人権保障は、まったくの暗闇にあるのではない。

夜明けを告げる明けの明星をわれわれは見るができる。先生自身の輝きを頼りに、われわれは歩める。先生が求めた憲法の光は、先生自身が放つ輝きとなり、あとを進むわれわれを導いてくれる。先生が学界に送り出した教え子たち、支援をしてきた弁護士たちは、確実に先生の見た未来に近づいている。また先生がかかわっている社会的活動、たとえば高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会委員、子どもの権利に関わるNPO法人理事、障害者生活支援センター運営委員、障害者差別解消支援地域協議会委員の活動なども、社会の人権意識を醸成している。近年、長期間身体拘束をされた入院患者や長期入院の対象となった当事者が、憲法（人権）の光を求めて訴訟提起する動きも、この大きな潮流のなかで注目されなければならない。

勿論、先生自身、ご退職後も研究教育への意欲は衰えていない。地方国立大学の教員として自治体の委員会・審

議会の委員等を引き受け貢献するのは当然のこと。これは先生の恩師である畑博行先生の教えである。先生は今でも、一〇を超える委員の仕事を継続している。また、いくつかの大学の非常勤講師や、障害者等の関わる訴訟の意見書の提出も、先生は精力的にこなしている。

先生の輝きがあればこそ、それを方位磁針として、われわれは、不利な人々の人権保障の険しい山岳を踏破できる。われわれの前に、偉大な先輩の切り拓いた径があることに、衷心より感謝したい。

*

先生の最終講義を聴講するために全国から駆けつけてくれた教え子等の数は、先生の人を惹きつける魅力を雄弁に語っている。わたしも出席し感動した聴講者の一人だ。先生はこれからも多くの人を魅了するだろう。

最後に、横藤田先生を支え、寄り添って歩んでこられた奥様とご家族のみなさまのご清福をお祈り申し上げたい。